

発言表（厚生労働委員会）

白石 洋一君（立民）

田村 憲久 厚生労働大臣

鰐淵 文部科学大臣政務官

政府参考人 文部科学省 塩見 大臣官房学習基盤審議官

政府参考人 厚生労働省 正林 健康局長

政府参考人 厚生労働省 吉永 労働基準局長

政府参考人 厚生労働省 土生 老健局長

政府参考人 中小企業庁 奈須野 次長

1 接種応援の潜在看護師やアルバイト等のワクチン接種は就業前に！

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立憲民主党の白石洋一です。

ワクチン接種について伺います。

大臣、ワクチン接種をできるだけ早く行うためには、地方自治体、特に基礎自治体、市町村には、安全に短期間に、できるだけ多くワクチン接種をするということに集中してもらって、それ以外のことについては国で引き取ってセットしてあげるということが必要だと思えます。と申しますのは、今の状況は、市町村に投げていて、市町村で考えてやってくださいということが非常に多いと思えますね。

そう感じた項目についてこれから申し上げるんですけども、まずは潜在看護師やアルバイトがワクチン接種、特に集団接種でサポートする、お手伝いする場合、じゃ、自分の、潜在看護師さん退職ナースですね、自分自身のワクチン接種はどうなるのかということについて、ちょっと少し前は、それは、市の回答としては、まず集団接種の

会場に来て手伝ってもらっているうちに、必ず予約キャンセルが出てきますから、そのときに打ってもらったことを考えていますというような回答だったわけですね。それではちよつと困る、つまり、就業前にワクチン接種をしたい、そのことを確認してじゃないとやはり怖くて集団接種の手伝いに入れないと。こういうことがあって、県としては就業前にワクチン接種をしますというふうに変えたんです。

市町村にそういったことを考えさせたら、どうしても、県と相談するとか、隣の市はどうなっているのかとか、場合によっては、地元の医師会と相談しないといけないとか、そういうことが出てきて、先ほど言った、なるべく安全に短期間に、できるだけ多くの接種をする、ロジスティックなところですよ、そこに集中しないで、ほかのことを考えないといけないということになる。だから、国として、そういったものは引き取って、方針とか基準を明確に出してあげて、こういうときはこういうふうにしてくださいというものを出すべきだと思えます。

まずは、お手伝いに来られる看護師さんとか、あるいはその他のスタッフについてのワクチン接種について、どういうふうに考えていますでしょうか。

○田村国務大臣 一番フレキシブルなのは、さっき委員がおっしゃられたとおり、余ったワクチンを、もうすぐに参加したいと思われている看護師の方々に順次、この日はあなた、この日はあなた、必ず余りますので、打っていくというの

が多分一番フレキシブルなんですが、それだともう限られてきますし、システムではないわけですね。ですから、委員が今おっしゃられたようなお話だということに認識いたします。

そういう意味では、基本医療機関で働く方と言った方がいいのかな、そこに復職をされる方、基本型接種施設ですね、その場合は、基本型接種施設というのは接種券が発行できますので、印刷できますので、そこであらかじめやっていただければ、もう接種券が出て、接種ができる。ただし、もちろん、タイムラグがありますから、接種してから復職までに時間がかかるということはありませんけれども、そういうやり方をやるというのが一つだと思います。

基本型接種施設じゃない場合に関しては、これは自治体に、要するに、こういう形でこの人たちはここで接種をしていただきますから、集団接種施設等々をつくる場合、それが、基本的にはそういうところは基本型になっている可能性が高いんだと思えますが、なっていない場合なんかも、そういうところに関して、その人たちの名前を登録して自治体が接種券等々を出していただけないことになれば、その方々をやっていたら、そして現場に復職をいただいて接種をやっていただけという形になりますので、そういうのをちゃんと自治体に伝えるようにということであろうと思えますので、しっかりと、今おっしゃられたように、こういうやり方でやるのでやってくださいという形で伝えられるようにしたいというふうに思います。

## 2 社会福祉士など医療、福祉国家資格の専門職からも応援を！

○白石委員 予約キャンセルで打てますよというのは、それは分かりますけれども、それに手を挙げている退職ナースの心理としては、私のところに来ていただけますけれども、それだと不安だということですね。

だから、基本線は就業前にワクチンを打ってください、医療従事者と同等ですということ、さつき大臣がおっしゃった、基本型だったらこうする、そうでなければこうする、こういうことをばんと出してあげれば、市町村は、迷うことなく、基本的にこの書いてあるとおりやればいいんだというふうに、次のアクションに進めるわけですね。それを是非やっていただきたいなど。

次は、看護師や准看護師さんだけじゃなくて、ワクチン接種、特に集団接種の場合はいろんな補助が必要ですね。例えば問診の記入補助とか、あるいは接種後の、待機している様子を見てあげる。このことまで看護師さんをお願いしているのはもったいない、コロナの患者でも看護師さんが必要なわけですから。ましてやオリンピッククもあるでしょうから。

そういうことであれば、ほかの士業の方々、例えば社会福祉士であるとかこういった方々、医療福祉、国家資格の専門職の方々から大々的にサポートをいただいて、それもやはり、市町村に丸投げして、そういったこともありますよじゃなくて、国の方で、そういった士業の団体、全国団体があるでしょうから、そこで話をつけて、そこから下りていくようにして、そして、市町村としては、それをオプシオンとして使える、あるいは使わな

い、そういったところまで国がセットしてあげるべきだというふうに思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 有資格者じゃない、なくてもやれる業務というのは、いろんな方がやっていたけるんだというふうに思いますが、より、そういうような士業の方々というのは、いろんな知識をお持ちでありますから、有効に活用はいただけるんだというふうに思います。

それぞれの地域にそれぞれの士業の会があられますので、そことしっかり対応いただくようにということ、地方の組織に国の方からお声がけをさせていただいて、それぞれの地域で連携を取ってくださいというところはやれると思えますが、マッチングまでは、これはちよつと、各自自治体でやり方が違いますので、細かいところまでは国がそこに入っていくほどの、言うなれば人がいないというのが国の本当のところでございますので、こういうような形でお声がけしてありますので、必要な場合はこの団体にお声がけをいただければ、中央の方からは一応お声がけしてありますというようなことはやれるというふうに思いますので、一度中央の会の方とも相談をさせていただきたいというふうに思います。

○白石委員 是非相談していただいて、医師会とか、あるいは最近であれば歯科医師会、薬剤師会、やっていること、それをまたほかのところに横展開して、使えるということを地方で判断したら使っていたら、こういうふうにするればいいと思います。

## 3 接種応援での事故は労災保険の対象となるか？

それから、三番目として、これは事務方の方に確認したいんですけども、先ほど申し上げた、集団接種等で応援に入っている看護師さんとかほかの方が、書面の雇用契約があるのが望ましいですけれども、その書面の雇用契約にいろいろ条件が書いている、そういったものなしでお手伝いをして、そして、会場で、例えば使用済注射の針刺し、針を指に刺してしまったというような事故がもし起こった場合、労災上どうなるのでしょうか。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

労災保険法上、労働災害が起きた場合につきましては、労働者が業務上受けたものにつきます。この場合、労働者がどのような状態にあるかというものは、雇用契約が御指摘のように書面であればまず間違いのないわけでございますけれども、仮に口頭の場合であっても実態で判断していくということになりますので、実際に雇用されている、働いていらっしゃるような状況であれば当然対象となるということでございます。

したがって、今御指摘のような針刺し事故など業務上に起因したものににつきましては、労災の保険の対象になるということでございます。

○白石委員 分かりました。じゃ、答弁としては、労災保険上の対象になる、実態で雇用しているところ、労働者が確認できればということですね。ボランティア保険だけではちよつと弱いという声もありますので、その点、確認させていただきます。

次に、大臣、首長がワクチン接種を今受けるべ

#### 4 地方自治体の首長は危機管理としてワクチン接種できるように国がはっきりと方針を出すべきではないか？

きかどうかということがマスコミでもちよつと言われたりしていますけれども、首長によっては、自分なりに基準を考えて、自分は打つ打たない、あるいは幹部のここまでは打つとか、発表されている方もおられますけれども、これこそ国の方で、方針と、そして首長以外の人、幹部になったら、その線引き基準、それを示してあげて、ルールがこうなっているんだから私は打ちます、あるいは私はもう少し待たないといけないんですと、それを示してあげた方がいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 ルールは決まっております、首長は、高齢者であれば今打てる状況になっております。ですから、ルール自体は、もう御承知のとおり、まず医療関係者、それからその後高齢者、そして基礎疾患を持つておられる方等々になるわけでありますから、そのルールにのっとりてやっている。

ただ、委員がおっしゃるように、多分、先般からいろんなお話があるように、余って破棄をするようなものに対して優先的に打つなというようなものも幾つか出てきております。それに関しては、余ったものを余らせないようになっていると有効活用してくださいとは国の方からは申し上げております。それをどういうようなルールにするかは、それぞれがやはり開示をされるのが私は一番いいのではないかと。

だから、首長さんがやはり行政をちゃんとやるためには私は打つんですとあらかじめ市民の皆様方におっしゃっていただいて、理解を得られれば

それでいい話であって、それを、後から、打つてから何か理屈を言われると、それは何なんだというふうにやはりいろんな方々がおっしゃられますので、あらかじめ、余ったものに対して、もちろん首長さんじゃなくて、それを消防士さんでありますとかそういうエッセンシャルワーカーの方々に優先的に打つという自治体もあります。それぞれでございませうから、そこは御判断されて、市民にしっかりとそれを開示いただくということが大事なんだろうというふうに思います。

○白石委員 国としてどういう優先順位で打つかというのを示しているのは分かっているんです。加えて、今出てきた問題は、危機管理として今首長に倒れられてしまったら代えがないとかあるわけですね。

危機管理として、首長そして主要な幹部、線引きも国が示して、これで、追加ですけれどもこの基準で優先的に打つてくださいと言ったら、首長さんはいろいろ考える必要はなくて、随分楽になつて、打つ人は打つということになると思うんですよ。いかがでしょうか。

○田村国務大臣 委員は首長さんが打つべきだということも多分意識しておっしゃっておられるんだと思います、そこはやはり、地方自治で首長さんがトップを張つてやっておられるので、自らがそういうことをおっしゃっていただいて、我々としては、首長は大事なんだよと、大事だというのは首長だけじゃないと思うんですけれども、行政を守るためにこういう人たちは大事なんだということをやったり市民の方々におっしゃっていただく

#### 5 申込制ではなく、時間・場所指定して案内を送る方式（日時指定制）に切り替えられないのか？

ということが大事なんだろうと我々は思っています。

少なくとも、国としては、優先順位の中は、とにかく医師であり、高齢者であり、そして基礎疾患でありというような順序はあるわけでありますので、その中において、地方行政を守るためにしっかりと必要なんだということを首長さんがおっしゃっていただいて、その上で、破棄されるようなワクチン、そうならないようにしっかりと接種をいただくということが私は重要なのではないかと、いうふうに考えます。

○白石委員 矢面に立つようなことはできるだけ首長から取り除いてあげたいと思うんですね。次の質問に行きます。

今、申込制になっているからいろんな混乱が生じているわけです。今からでも遅くない、日時指定制に切り替えることはできないかという声はやはり根強くあるんですけれども、このところはいかがでしょうか。

○正林政府参考人 お答えします。

予約の方法については各自治体において決定しており、各自治体の判断により、例えば、地区単位で接種する時間や場所をあらかじめ指定する方法を取ることも可能であります。

一方、予約の方法については、地域の実情に応じて各自治体において適切に検討いただいているものと考えており、国において一律の方法をお示しすることは考えておりません。

○白石委員 そういう答弁、地方自治体で考えてくださいと。私が冒頭申し上げたように、そのこ

とによって地方自治体は本当に大変な思いをしてそれが遅延につながっているというのを認識しておいていただきたいんです。

少なくとも、今、ファイザーのワクチンですから、二回接種する、三週間後が望ましいと。一回電話がつながったら二回目も必ず取れるようにする、これはマストでいいんじゃないでしょうか。私の、どことは言いませんけれども、自治体は、それぞれに電話がつながって予約しないといけないことを必要としておりますが。

○正林政府参考人 今の御質問は、一回電話して二回目の接種の予約も最初の一回で取れるようにという意味だったんでしょうか。（白石委員「そうですね、そうですね」と呼ぶ）それは、多分、自治体でやろうと思っただけでできると思いますけれども○白石委員 だから、そういったところをやはり国として、申込制にするんだったら、少なくとも三週間後、基本は同じ三週間後の時間、場所です動的に取るということは指導していただきたいと思えます。

○正林政府参考人 済みません。まず一回電話して、電話かどうか分からないですけれども、予約を取って、まず接種をする。同じワクチンを打つ必要がありますので、またもう一回予約を取って二回目を打つということになるのかと思えますけれども。

○白石委員 三週間後にまたセット、二回目の予約が取れる保証がないわけです。そこを言っているわけで、もうちょっと厚労省としてもどういう実態になっているのか調べていただいて、必要な

6 介護施設で感染者が出て、施設で療養をする場合、その介護施設の職員は緊急的にワクチン接種させるべき！

ルールづくり、先ほど申し上げた、基本的に自治体にお任せじゃなくて、これはもう最低限やってください、もう考えずにこれはやってくださいというのをつくっていただきたいと思えます。

次は、感染者が出た介護施設の職員や、そこに県の制度とかで応援に入っている介護士さん、もう緊急的に、医療従事者と同じですから、そこでも感染者が出て、そのまま自宅療養的に施設におられる場合は、医療関係者と同じですから、緊急避難的に、割り込みさせてでもワクチンを接種させるべきだと思っております。大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 委員からいろんな御示唆をいただいて、今、先ほどの点も、二回目というのが、多分、自治体によって対応が違うと思うんですね。ですから、ちよつとこれは、確かに、言われるとおり確認しなければ、多分、一回打った会場で次の二回目を予約される方、そういう自治体もあるかと思えますし、一回で二回というところもあるかも分かりません。いずれにいたしましても、重要な点でありますので、自治体がそれぞれどうやっているのか、混乱が生まれたらこれは大変でございますから、これは確認したいと思えます。

その上で、今のお話なんですけど、これは前回もお話しさせていただいたと思うんですが、なかなか難しいのは、一回、その後、例えば三日後にワクチンを打ったとしても、それから二週間たない効果は余り出てこない、一回のワクチン。二回目を打とうと思うと、それから三週間、打って、それからまた更に何日かたつてからじゃないと効

果が出づらいところがあるので、なかなかすぐに出ないワクチンでありますので、ましてや打った後、じゃ、二週間は働かないと言われたら、これは困っちゃう話でございますので。

なかなか、ここに関しては、すぐに次の日も働いていただかなければつらい状況の下で、大変、現場におられる方々には申し訳ないんですが、だからこそ早く、施設等々に関しては、ワクチンを皆さん、働いている方々も打っていただきたいというのが我々の思いでございますので、一緒に、高齢者とともに打っていただくというような形も、こちらの方から各自自治体にこういうやり方がありますよとお願いをさせていただいているわけでありますから、ちよつとそこはなかなか難しいというのには御理解いただければありがたいというふうに思っています。

○白石委員 一回打っても相当の効果があるというふうに出ていますね。（田村国務大臣「二週間」と呼ぶ）まあ、二週間かどうか。とにかく早く打つにこしたことはなくて、職員さんも、高齢者施設の施設接種のときには一緒に打ってますから、じゃ、その順番を待つのかと。そう言っていた方が余計時間がかかるのは明々白々なので、一旦介護施設でクラスターが発生したら、そこで施設療養ということになったとしたら、そのスタッフは医療従事者と同様の優先順位で、割り込みさせてでも医療従事者と同様の優先順位でワクチンを接種すべきだというふうに通知として国から出すべきだと思えます。大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 今委員が言われたのは、そのま

**7 介護施設で感染者が出て、施設で療養をする場合、介護報酬加算するべき！**

まそこで、その介護施設で、感染をしている方々に対して、要するに医療機関に行けずに、治療の代わりに対応しておられる介護従事者の担当者という意味ですかね。ちよつと検討させていただきます。言われる意味は、もうほとんど医療で対応している人と同じような方だということですね。ちよつと検討させていただきます。

ただ、ちよつと、先ほども、二週間ぐらいやはり効果が出るのに時間がかかるので、そこも勘案しながらという話でありますけれども。

**○白石委員** 介護施設は病院系じゃないんです。いろんな介護施設があつて、そういったところから、あるいは福祉でも病院が併設していなかったら、医療従事者としてなかなか打てないんです。そういったところにもちゃんと医療従事者として対応するようにと、市あるいは保健所ができるようにしておいてください。

それから次は、同じ状況です、介護施設で感染者が出て、患者がそのまま施設で療養されているそういった場合、介護職員、介護士さんは非常に大変なんです。そういった場合、介護報酬の加算等でちゃんと報いるべきだというふうに思うんですけれども、ここは、大臣、どうなっていますでしょうか。

**○田村国務大臣** 当然、感染が出た場合にいろんな費用がかかってまいりますので、これはかかるといっていいと思います。あわせて、それだけではなくて、いろんなものがかかる、かかるといっていいと思います。こういったものは、ちよつといるんな今御意見をいただ

**8 民間の中堅病院からも重症者病床を出してもらう為にも、まん延防止等重点措置の県については、緊急事態宣言の県と同じ、950万円補助とすべき！**

いておりません。どういう形にしろ、結果的にそれで介護施設が採算が合わずに運営できないというようなことのないように、しっかりとまいりたいというふうに思っております。

**○白石委員** いろんな制度があるのは分かっています。それをお願いしたら、厚生省さんの老健局の方でまとめてくれました。これは非常にありがたいんですけれども、この中には介護報酬の加算ですね。これの面からもちゃんと対応していただきたいというふうに思います。

次は、コロナの重症患者をどこで診るのかということなんですけれども、愛媛県は大分抑えられてきたんですけれども、やはりほかの地域は大変です。重症者病床をどう確保するのか。

それで、いろんな要因が、なかなか確保できない要因があると思うんですけれども、これからは中堅の民間病院にお願いするというのが私は大事だと思っております。というのは、少なくとも愛媛の場合は、公立・公的病院とか大病院はもうフルに重症者用の、あるいは中等者用の病床を提供しています。ですから、これからは中堅の民間病院にどれだけ提供いただけるか、特に重症者病床を。その中で、どうしても、今まで感染症は診たことのないとか、あるいは感染症がいるところには受診控えが起こってしまうとか、そういったものに対応するために金銭的な支援というのは大事だと思います。

そこで、今、国の支援としては、緊急事態宣言県であれば一千九百五十万円補助、そして、それ

以外のところでは一千八百万円というのがありますが、でも、それは一般の県、余り感染者がいなくてころと同じなんです。ほとんど感染者が出ていないところも一千八百万円、まん延防止等重点措置の県でも一千八百万円。ここは差をつけて、まん延防止等のところは緊急事態宣言と同じ一千九百五十万円にして、緊急事態宣言のところはもっと金額を上げてほしいと思うんですけれども、この面で、ここで足りないで、ここでもちゃんと金額をアップして、特にターゲット、フォーカスすべきは、中堅の民間病院にも重症者を診てもらおうようにすべきだと思っておりますけれども、大臣、いかがでしょうか。

**○田村国務大臣** 基本的には、緊急事態宣言ということ、一千九百五十万円という特例の特例をつくりましたが、一千八百万円でもそれなりの対応であろうというふうに思っておりますし、これは、重症化病床だけでは成り立たない話であつて、重症化病床から退院される方々の後方支援の医療機関も確保いただかないと、結果的には、コロナ自体は治られたけれどもそこから出られないというふうな話になってしまいますので、そういう意味では、そういうところに対しても、今般、後方支援病院に更なる加算をつけさせていただいて、回転率を上げようということもやらせていただいております。

基本的に、ちよつと、この一千九百五十万円が特例中の特例なものでありますから、これをもっと上げて、一千八百万円を一千九百五十万円にしろ

## 9 ワクチン1瓶当たり6人分であるとの割り当てだが、理論上7.5人分作成でき、余る状況。

### 国の対処方針はつきり出すべき！

というような委員の御提案だというふうに思いませんが、なかなか、一千八百万というのも結構それなりに喜んでいただいておりますので、有効に活用いただきながら、ほかにもコロナ自体の診療報酬の加算も十分にさせていただいておりますので、そういうものを、これだけではございませんから、全体を御利用いただいて、対応いただければありがたいというふうに思います。

○白石委員 それでもなかなか確保できないんですよね、あの愛媛の状況を見ていたら。なぜできないのかというところをもう一度その要因を分析して、対応していただきたいと思えます。

次に、ワクチン一瓶当たり、一瓶来たら、それは六人分というふうにされているんですけども、実際は七・五人分作れるらしいんです。ですから、余分に一・五人分あるわけですね。それを、これほどことは言いませんけれども、問い合わせたら少し多めに打ってくださいというような対応がされたり、でも、このファイザーのワクチン、やはり副作用だつて無視できないぐらいあるわけですから、多めに打つというのは避けた方がいいと思うんです。一瓶で六人分の計算だけれども実際は七・五人分取れて、一・五人分余るわけです、瓶の中で。これをどうするかということなんですけれども、対応はどういうふうに考えればいいでしょうか。

○田村国務大臣 基本的に、七本全部その一瓶から取れるというのはなかなか難しい。例えばインスリンの注射器なんかだとやれるらしいんですけども、注射針が短かったりなんかするというこ

ともございました、しっかりと筋肉まで行くかどうかというのを確かめて、あれは、たしかどこの病院は対応いただいたということはあると思えます。

基本的にデッドスペースがございますので、なかなか、これは七回分、理論上は取れるんですが、七回分取れるかというと、場合によっては六回の針でも五回しか取れないという場合もございますので、我々としては、確実に取っていた六回分を推奨しています。もちろん、ファイザーは七回取ること自体を否定はしていませんけれども、基本的にはちゃんと必要な量だけ取っていたかどうかということが前提でございますから、デッドスペースを考えますと、六回ということを厚生労働省としてはお願いをいたしております。

○白石委員 七回じゃなくて七・五回分なんです。だから、そのデッドスペースもうまくやれば、○・五に抑えられて七回。でも、それを多めに打つんじゃないかと、仕方がないのでそれは廃棄してくださいというふうに言ってあげた方がいいと思いますよ。ちよつと多めに打ってくださいとか、そんなことが対応としてあったらいいから。供給は、六月になったら、全部高齢者向けのワクチンに入るんでしょう。だから、そんなにどんと入ってくるから、余ったら廃棄して結構です、こういうふうにはつきり言われたらいいかがでしょうか。

○とかしき委員長 田村厚生労働大臣、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○田村国務大臣 基本的に、今六回の針をお配り

させていただいておりますので、シリンジの針を。六回でお願いいたしておりますので、僅かに仮に残ったとしても、それをまた有効活用していただきたいというお願いはいたしておりますから、しっかりとそういうものはもう破棄をいただくという形をお願いいたしております。

○白石委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございました。